

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2024-010

申 立 人 X

申立人法定代理人 A

被 申 立 人 神奈川県テニス協会 (Y)

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

申立人と、被申立人は、JSAA-AP-2024-010 号仲裁事案の仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」という。）に関し、次のとおり合意する。

- 1 申立人は、被申立人が 2024 年 8 月 10 日に行った、2024 年度国民スポーツ大会のテニス競技における少年男子の神奈川県代表選手選考についての決定につき、異議がない旨を確認する。
- 2 被申立人は、2025 年度以降の国民スポーツ大会のテニス競技における神奈川県代表選手の選考にあたり、候補者から選考結果に対する異議が出た場合には、速やかに当該候補者に対し、代表選手選考基準に基づく選考過程を説明するよう努めるものとする。
- 3 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人及び被申立人が等分で負担する。
- 4 本仲裁申立てにかかるその余の費用は、各自の負担とする。

理 由

1 判断の理由

申立人は、2024 年 8 月 23 日、仲裁申立書により、神奈川県テニス協会が、同月 10 日に行った、2024 年度国民スポーツ大会のテニス競技における少年男子の神奈川県代表選手選考についての決定を取り消すことを求めて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に

仲裁を申し立てた。本件スポーツ仲裁パネルは、同年9月12日、審問期日において、当事者双方の承諾を得て、申立人に和解の可能性があるかを検討するよう要請し、申立人は、同月13日、和解を申し入れたい旨を回答した。そこで、本件スポーツ仲裁パネルは、同日、当事者双方に和解提案を行い、申立人及び被申立人は、同日、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、スポーツ仲裁規則第45条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。

以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とすることを相当と認め、和解内容を仲裁判断とする。

2 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

3 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2024年9月13日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 渡邊 健太郎

仲裁人 長谷川 佳英

仲裁人 宮本 聡

仲裁地：東京都

仲裁手続の経過

1. 2024年8月23日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「証拠説明書」及び書証（甲1~4）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月26日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第14条第7項に基づき、被申立人に対して連絡をとり、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診を行った。
3. 同月30日、被申立人は、機構に対し、「回答書」を提出し、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行った。
同日、機構は、規則第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理し、事態の緊急性に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、規則第50条第1項及び第3項に基づき、本件を緊急仲裁手続によることを決定した。
4. 同年9月4日、被申立人側より本件の解決期限の要望がなされたことを受け、機構は、両当事者に対し、「答弁書提出期限の変更及び審問開催日程調整に関する通知」を送付した。
5. 同月5日、機構は、仲裁人長として渡邊健太郎を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
6. 同月6日、機構は、仲裁人として長谷川佳英、宮本聡を選定し、それぞれ「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、渡邊健太郎、長谷川佳英、宮本聡は、仲裁人就任を承諾し、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。（当事者への通知は同月9日）
7. 同月9日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日開催等に関する「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
同日、申立人は、機構に対し、「証人尋問申請書」を提出した。
8. 同月10日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「被申立人会則」及び書証（乙1,2）を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対する求釈明及び証人の採否に関する「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
同日、申立人は、機構に対し「スポーツ仲裁パネル決定（2）回答」を提出した。
9. 同月11日、被申立人は、書証（乙3~6）を提出した。

10. 同月 12 日、都内にて審問が開催され、その中で本件スポーツ仲裁パネルにより被申立人側が提出した書証の整理が行われ、また被申立人から書証（乙 7）が提出された。その際、申立人及び被申立人に対し、本件を和解で解決することを希望するかどうかの確認が行われ、被申立人側は了承し、同月 13 日に申立人側からも了承する旨の回答がなされた。

同月 12 日、本件スポーツ仲裁パネルは審問内で両当事者に指示した事項に関して「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。

同日、申立人は機構に対し、「修正申告書」を提出した。

同日、被申立人は機構に対し、「証拠説明書」を提出した。

11. 同月 13 日、本件スポーツ仲裁パネルが、申立人及び被申立人に対し、和解案の提案を行ったところ、申立人及び被申立人は、この和解案に合意した。また、両当事者はスポーツ仲裁規則第 45 条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることに合意した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
（公印省略）